

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
肝付町	南方地区 (乙田・新地・上建・下建・上町・仲町・下町・浜崎・上向・川路・大平見・侍金・小田・小野・津代・宮原)	令和3年3月24日	-

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	88.30ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	46.61ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	27.75ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.90ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	21.26ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.00ha
(備考)	

注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

地区内では水田利用が主体となり、その経営体は高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など深刻な問題を抱えている。早期水稲やWCSなどの飼料作物などを中心に作付けしており、5年後・10年後は農業従事者(担い手・後継者含む)が減少となり厳しい状況が予想され、耕作放棄地が増加することが課題となってくる。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区内における水田利用は、圃場整備地区内で中心経営体である認定農業者4経営体(個人)及びその他中心経営体に位置付けられている1経営体が中心となり、農地の受入れを促進し集約化を図る。

南方地区内の農地利用については、北方地区における中心経営体である3経営体(法人1経営体・個人2経営体)が入作として農地を受入れて促進することにより対応していく。

地区内における津代・宮原集落の中山間地域の農地利用については、中心経営体がない状況である。中山間地域という不利な条件であり、受入れを促進するような取組みは厳しいことから、現状維持を図りながら農地の維持管理を推進する。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
1 認農		野菜	0.29 ha	野菜	0.29 ha	樫脇
2 認農		肉用牛	0.50 ha	肉用牛	0.50 ha	天神
3 認農		肉用牛	0.14 ha	肉用牛	0.14 ha	天神
4 到達		飼料作物	0.00 ha	飼料作物	0.00 ha	栂木
5 到達		野菜	0.89 ha	野菜	0.89 ha	坂元
6 認農		水稲・野菜	9.95 ha	水稲・野菜	9.95 ha	大平見
7 認農		肉用牛	9.74 ha	肉用牛	9.74 ha	大平見
8 認農		肉用牛	3.34 ha	肉用牛	3.34 ha	大平見
9 到達		肉用牛	0.87 ha	肉用牛	1.87 ha	大平見
10 認農		野菜・水稲	4.37 ha	野菜・水稲	4.37 ha	小田
11 到達		肉用牛	5.45 ha	肉用牛	5.45 ha	小田
12 到達		水稲	0.82 ha	水稲	0.82 ha	小田
13 到達		水稲	0.43 ha	水稲	0.43 ha	小田
14 認農法		その他	0.00 ha	その他	0.00 ha	
15 認農法		飼料作物	0.32 ha	飼料作物	0.32 ha	
計	15人		37.11 ha		38.11 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。